

Trade Intelligence Asia Pacific

2020 年 8 月・9 月号

日本語抜粋



PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.では、アジア地域を中心に世界各国の関税・貿易に関する最新のアップデートを発信する「Trade Intelligence」を英語で隔月発行しています。

そのうち、主要なアップデートの日本語訳をいくつかご提供いたします。

FTAに関する最新動向

インド税関:輸入者による自由貿易協定の不正利用防止のための規制強化

インド政府は、原産地基準の不遵守、事実に基づいて作成されたものではない原産地証明書の提出、自由貿易協定(包括経済連携協定等含む。以下「FTA」という)上の優遇措置等を利用するため原産資格を満たさない商品の迂回といった輸入者によるFTAの不正利用が蔓延している状況に対応すべく、FTAの国内規制に関連する関税法の改正を行いました。

この改正を踏まえ、インド政府は施行規則を定め、原産地基準・品目別規則を含む要件およびコンプライアンス要件、税関当局による原産申告に対する検認の実施プロセスおよびスケジュールが規定されています。新しい規則の下、輸入者は、様式 I(Form I)により様々な情報を提出することが求められています。これらの規定は、2020年9月21日から施行された2020年関税規則(Administration of Rules of Origin Under Trade Agreements; 以下「CAROTAR 2020」という。)に定められています。

本規則の目的は、輸入者がFTA関連のコンプライアンス違反や過失を防ぎ、FTAの不正利用による誤った特恵享受を妨げることにあります。FTAの特恵税率を適用するための詳細なガイドラインと手続きは、CAROTAR 2020に詳しく定められています。原産地証明書における商品説明の記載不備、原産国についての虚偽の申告、取引または原産地基準に関連する不正確な記載等、FTA上の特恵税率の適用を受ける際に不適切または不正確な申告を行ったと認められる事業者には、厳格な処置が採られる可能性があります。コンプライアンス違反に対する罰則には、以下が含まれます:

- FTA便益の適用の取消し、AEO資格またはその他の規制緩和措置の適用停止
- 輸入貨物の没収および罰金
- 会社および会社のマネジメント層に対する高額な罰金
- 刑事訴追のリスク
- 不足関税額分に相当する保証金額の提供

上述のとおりCAROTAR 2020の発効により、インドではFTAに基づき貿易上の特恵税率の適用を受けるための手続きおよび遵守すべき要件が変更されました。これらの変更を受けて、インドへの輸入者は新たな規則を十分理解した上で、いずれのFTA上の特恵税率の適用を受けているもの、あるいはこれから受けるものに対して原産性の妥当性について再度確認の上、適切に原産判定がなされているか、またその事実を説明できるCAROTAR 2020に準拠した必要な裏付け資料が整備されているか否かを再確認する必要があります。

詳細については、次のリンクの規則全文をご参照ください:

- 税関(N.T.)2020年第81号通知(2020年8月21日発布)
<https://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-nt2020/csnt81-2020revised.pdf>
- 税関2020年第38号通達(2020年8月21日発布):
<https://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/customs/cs-circulars/cs-circulars-2020/Circular-No-38-2020.pdf>

ATIGA の第一改正議定書が発効、自己証明制度実施へ

2020 年 9 月 20 日、ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)を改正する第一議定書が発効しました。この議定書においては、認定輸出者(CE)として登録された事業者が、原産地証明書(フォーム D)による原産地申告に加えて、自己証明による原産地証明を認める ASEAN 地域自己証明の制度(AWSC)が盛り込まれています。

また、従来原産地証明書(フォーム D)に記載が求められていた FOB 価格の記載が不要になりました(ただしカンボジア、インドネシア、ラオスを除く)。原産地証明書(フォーム D)における FOB 価格の記載が不要になったことで、フォーム D で申告された価額と他の取引証憑に記載された価額とを相互確認しなければなら管理上の負担がなくなります。

第一改正議定書の発効に伴い、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む多くの ASEAN 諸国が、ATIGA の下で自己証明制度の実施のために各国内のガイドラインと手続きを発表しています。(英語版においては、各国で実施されている具体的な手続きについても記載しています。詳しくは英語版をご参照いただくか、直接お問い合わせください。)

日英経済連携協定締結へ

2020 年 9 月 11 日、日英包括的経済連携協定が大筋合意されました。英国にとっては欧州離脱後初の主要な通商協定であり、2020 年 12 月の欧州からの離脱移行期間終了後、両国間の経済的関係を円滑化するものと期待されています。翌年 1 月には、英国は欧州連合の一部ではなくなるため、英国に対する日欧経済連携協定における義務と便益は失効することになります。

報道では、両国が農業分野についての妥協案の交渉の末、合意に至ったとあります。当初、日本側はチーズや茶エキスなどの農産品の一部について、新たな割当枠の設定を拒否していました。しかし、今回の大筋合意の内容によると、英国は日欧 EPA における EU に対する割当枠の残余分を使用することができるようになっています。また日本からの自動車の輸出に関しては、は、2026 年までに現在の自動車に適用される関税 10%を段階的にゼロにすることを合意しています。

英国は、日本との二国間貿易協定は 2019 年 2 月に発効した現行の日欧 EPA に比べて、より広範で大きな便益をもたらすと主張しています。例えばこの協定に含まれる電子情報提供についての取決めについては日欧 EPA を「はるかに超えた」と言われています。この取決めは、英国のフィンテック企業にも恩恵をもたらす可能性があり、環太平洋パートナーシップ協定(TPP11 協定または CPTPP)への参加を見据える英国にとって今回のこの合意は重要な布石となるだろうと、英国の貿易関連当局は述べています。

その他アップデート

発効された協定	日付
日・アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP) - 第一改正議定書	2020 年 8 月 1 日
EU・ベトナム自由貿易協定	2020 年 8 月 1 日
ASEAN 物品貿易協定(ATIGA) - 第一改正議定書	2020 年 9 月 20 日

署名された協定	日付
オーストラリア・シンガポールデジタル経済協定	2020 年 8 月 1 日

輸出規制

米中両国において相手国の特定企業に対する貿易規制の強化

2020年8月27日、米国商務省産業安全保障局(the US Commerce Department's Bureau of Industry and Security; 以下「BIS」という)は、南シナ海(以下「SCS」という)関連の制限に関する「最終規則」を公表し、既存制裁リストに新たに24の中国国有企业を追加しました。これらの規制により、国内外のすべての供給者からSCS制裁対象(または制裁リストに記載された事業体)への商品、ソフトウェアまたは技術のすべての輸出、再輸出または移転を禁止されることになります。BISは、以前は制限理由として人権侵害や「一帯一路」政策への関与などが挙げられていましたが、今回は国境問題になっている南シナ海で紛争中の拠点における埋め立てや建設活動を制限の理由として挙げています。

中国の商務部は対抗措置として、2020年9月19日に「信頼できない事業者リスト(不可靠实体清单)に関する規定(UEL規定)」を公布、同日に発効したUEL規定では、(1)中国関連の輸出入活動(2)中国への投資、(3)中国への人または移動手段等の入国、(4)関連人員の中国国内での就業許可、滞在資格または在留資格に対して制限を課すことなどについて規定されています。UEL規定に違反していることが判明した事業者は、その侵害の情状に応じて罰金を科される可能性があります。本レポート執筆時点では特定の外国企業はまだ追加されていませんが、UEL規定の対象となる企業の該当基準に関する具体的な規定については、英語版の中国セクションをご参照いただくか、直接お問い合わせください。)

中国、輸出禁止・制限技術目録を改訂へ

2020年8月28日、中国の商務部と科学技術部は共同で、同日に発効した「中国輸出禁止輸出制限技術目録」改訂版(商務部・科学技術部2020年第38号公告)を公布しました主な調整内容は、以下の通りとなります。

- 輸出制限類の技術目録に23の技術項目の新規追加
- 既存目録における21の技術項目に対する規制の要点および技術パラメーターの変更
- 輸出禁止類の技術目録から4項目の削除、輸出制限類の技術目録から5項目の削除 5

各国アップデート

(中国)信頼できない実体リストに関する規定の公布

2020年5月31日、中国の商務部は、中国政府が中華人民共和国对外貿易法、独占禁止法、国家安全法の関連法規に基づき、「信頼できない実体リスト(不可靠实体清单)」(以下「UEL」という)を制定すると発表しました。このエンティティリストは、中国企業または関連産業に重大な損害をもたらし、中国の国家安全保障に対する脅威または潜在的な脅威となるような、非商業的目的で中国企業または関連産業に対して供給を停止、制限またはその他の差別的措置を講じる外国企業、組織または個人が含まれるようになります。

2020年9月19日に中国商務部が公布、即日施行した「信頼できない実体リストに関する規定」(以下「リスト規定」という。)においては、「信頼できない実体リスト」に列挙されている外国企業に対しては、実務機構が実際の状況に基づいて、次に掲げるいずれかまたは複数の措置を探ることを決定することができると定めています。

- 外国企業による中国関連の輸出入活動を行うことの制限または禁止
- 外国企業による中国への投資の制限または禁止
- 外国企業の関連人員または移動手段等の中国への入国の制限または禁止
- 関連人員の中国国内での就業許可、滞在資格または在留資格の制限または取消し
- 情状の深刻さに応じて、相当金額の罰金
- その他必要な措置

さらに詳しい情報については、以下のリンクにおける商務部令2020年第4号でご確認いただけます。

<http://english.mofcom.gov.cn/article/policyrelease/questions/202009/20200903002580.shtml>

(タイ)特定の種類の電子廃棄物の輸入禁止を発表

商務省は 2020 年 9 月 15 日付で、特定の種類の電子廃棄物を輸入禁止する通達を発行しました。

通達では、「電子廃棄物」とは、「電解コンデンサ、バッテリー、水銀を用いるスイッチ、ブラウン管によるガラス片、活性化ガラス、汚染された電解コンデンサ等の成分を含む、電気電子部品またはスクラップ(発電機スクラップを除く。)」として定義されています。これらの物品は、有害物質リストに関する産業省告示(B.E.2556)のリスト 5.2 (No.2.18)に基づき、化学廃棄物と位置づけられています。

通達には、禁止されている電子廃棄物の種類を網羅するリストが添付されています。これには、HS 第 84 類および第 85 類の統計コード 899(バーゼル条約で定める電子廃止物)に分類される一部の品目が含まれています。輸入者は、この輸入禁止品目リストに自社が輸入する品目が含まれていないことを確認することが推奨されます。

通達の原文(タイ語)は次のリンクからアクセスすることができます。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/209/T_0012.PDF

(シンガポール)戦略物品管理リストが更新

2020 年 9 月 15 日、戦略物品管理リストを更新する 2020 年戦略物品(管理)令(SGCO)が公布され、また 2020 年 11 月 16 日から発効することが発表されました。これは、シンガポールの戦略物品管理リストを、2019 年版のワッセナー・アレンジメントの軍需品リストおよび 2019 年欧州連合汎用品リスト(「EUDL」)と整合させることを目的としています。SGCO では、管理対象範囲の拡大や、統一性と明確性のための編集上の変更が盛り込まれています。

また、2019 年の戦略物品(管理)仲介令と戦略物品(管理)規則も、2020 年 11 月 16 日付で改正され、SGCO の内容が反映されます。なお、SGCO の発効による仲介貿易規制や積み替えに対する規制への変更はありません。

SGCO に係る通達(英語)は、次のリンクからご確認いただけます。:

https://www.customs.gov.sg/news-and-media/circulars/2020_09_015-Circular%20152020.pdf

その他主要アップデート

その他本号における主要なアップデートは以下のとおりです。

- EU ベトナムの FTA が発効。関税還付措置あり
- オーストラリアとシンガポールがデジタル経済協定署名
- フィリピン、EU における一般特恵関税(GSP)の対象外となる可能性
- ベトナムにおける関税評価額の協議制度の試験的導入

記事の内容に関するご質問や個別案件の取り組みについては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階
www.pwc.com/jp/customs

ディレクター

Robert Olson

シニアマネージャー

芦野 大

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームであるプライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。



